# 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

### E Y

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 歴史的風致維持向上基本方針 (第四条)

第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等(第五条 -第十一条)

第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

第一節 第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例 歴史的風致形成建造物(第十二条—第二十一条) (第二十二条—第三十条)

第五章 歴史的風致維持向上地区計画 (第三十一条 -第三十三条)

第六章 歴史的風致維持向上支援法人(第三十四条--第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条·第三十九条)

第八章 罰則 (第四十条·第四十一条)

附則

### 第一章 総則

### (目的)

置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する 目的とする。 市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な 個性豊かな地域社会の実現を図り、 この法律は、 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを

### (定義)

- 第二条 共の用に供する施設をいう。 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、 水路その他政令で定める公
- この法律において 次のイ又は口のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。
- 記念物として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。 項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項、 重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然 第七十八条第一 )の用に供され
- 区(以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。)内の土地文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地

る土地

進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的か つ 体的に推

# (国及び地方公共団体の努力義務)

国及び地方公共団体は、 地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、

に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなけび向上に寄与する公共施設その他の施設(以下「歴史的風致維年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画の策定、地条第一項に規定する歴史的風致維持向上地区計画その他の都市 るよう努めなければならない。「歴史的風致維持向上施設」という。)の整備計画の策定、地域における歴史的風致の維持及画その他の都市計画の決定、景観法(平成十六

### 歴史的風致維持向 上基本方針

第四条 史的風致維持向上基本方針」という。 主務大臣は、 基本方針」という。) を定めなければならない。 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針

- 歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 重点区域の設定に関する基本的事項地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
- 三 基本的事項 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財 の保存及び活 用 に関 分する

- 七六五四 務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
- 3 議しなければならない。 主務大臣は、 関係行政機関の長に協
- 4 ばならない。 主務大臣は、 歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、 遅滞なく、 れを公表しなけれ
- 前二項の規定は、 歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。

5

### 第三章 歴史的風致維持向 上計 画 の認定等

第五条 大臣の認定を申請することができる。 致の維持及び向上に関する計画 五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町(歴史的風致維持向上計画)の歴史的風致維持向上計画の認定) という。)を作成し、主務村の区域における歴史的風

- 重点区域の位置及び区域
  重点区域の位置及び区域
  当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする
- 要なもの 次に掲げる事項のうち、 当該市町村 の区域に おける歴史的 風致の維持及び向上のため に必
- 口
- 五四 第十二条第 -二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の-二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項文化財の保存又は活用に関する事項 た歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事
- 七
- 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用用水路その他の農業用用排前項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。その他主務省令で定める事項 施設であって、 現に地域における歴史的風致を形成しており、 かつ、 当該農業用用排 水施 水

史的風致の維持及び向 営土地改良事業によって生じた農業用用排水施設 地改良法(昭和二十 の目的に供される土地の保全又は利 上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項 四年法律第百九十五号)第八十五条第一項に規定する都道府 用上必要な機能の確保と併 せてその

- 口 定により農業振興地域整備計 (第二十三条において単に「農用地区域」という。)内に存する農業用用排水施設定により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号に規定する農用地 **싿により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号に規定する農用地農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項** 区域規
- おうとするものに関する事項 る公園管理者をいう。以下同じ。)である重点区域内の都市公園について当該市町村が行るもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者(同法第五条第一項に規定すする工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定め という。)の新設、 「都市公園」という。) 公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園 増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関 の維持又は同条第二項に規定する公園施設(以下単に「公園施設」 (以下単に
- されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められたも駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備 のを除く。以下「特定路外駐車場」という。)の整備に関する事項
- 物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認めら(建築物の新築又は改築をいう。第二十八条第二項において同じ。)であって、当築の用に供する目的で行うものをいう。第二十八条第一項において同じ。)又は建 する開発行為(都市計画法第四条第十二 他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的と 二条第一号に規定する建築物(以下単に のに関する事項 二条第一号に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)であるものに限る。)そのているものに係る歴史上価値の高い楼門(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第に「市街化調整区域」という。)内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成し 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化 ·八条第二項において同じ。)であって、当該建築第二十八条第一項において同じ。)又は建築行為項に規定する開発行為のうち主として建築物の建 文的風致を形成し調整区域(以下単 れるも
- Ŧī. 路又はその部分に関する事項 とが必要と認められる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をするこ重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その

4

- う。 五号に定める者にあっては、当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならない とするときは、その事項について、あらかじめ、 に「特例市」という。 又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第二十八条第二項において単 律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下単に 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号(当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法 )、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下単に「中核市」という。 )である場合にあっては、 当該各号に定める者(第一号、第二号及び第第四号を除く。)に掲げる事項を記載しよう 「指定都市」とい
- 前項第一号に掲げる事項 第二項第三号ロに掲げる事項 次の のイ又はロに掲げる農業用用排水施設の区分に応じ、そ、当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者 それぞ
- 設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあ は、当該土地改良区等を含む。 「土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該農業用用前項第一号に規定する農業用用排水施設(同号イに該当するものに限る。) が排水施都道府
- 規定する農業用用排 水施設 (同号 口 に該当するも  $\mathcal{O}$ 限 る。 都道府

- 前項第四号に掲げる事項前項第二号に掲げる事項 都市公園の公園管理
- 都道府県知 事
- 五四三 規定する道路管理者をいう。 前項第五号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者 (道路法第十八条第一 項に
- 5 を含む。 定により保持者又は保持団体として認定されている者)の意見を聴かなければならない。をいう。第十二条第一項において同じ。)である場合にあっては、同法第七十一条第二項の規 場合にあっては当該管理団体とする。)及び権原に基づく占有者(いずれも当該市町村を除く。) てはその全員とし、文化財保護法第三十二条り二等元気、1……は、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以は、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以は、 又は保持者(当該文化財が重要無形文化財(同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財 十五条第一項(同法第百三十三条において準用する場合を含む。)に規定する管理を含む。)、第六十条第三項(同法第九十条第三項において準用する場合を含む。 文化財保護法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合 に規定する管理団体がある しようとするとき 又は第百 0
- 6 護審議会の意見を聴かなければならない。 委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保 その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催 により協議会が組織され、 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、 又は文化財保護法第百九十条第一項の規定により当該市町村の教育
- 7 との調和が保たれたものでなければならない。 に即するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び(同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する基本構想をいう。 全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針に即するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保 歴史的風致維持向上計画は、当該市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第二条第四項  $\overline{\phantom{a}}$
- 8 基準に適合すると認めるときは、 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる その認定をするものとする。
- 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
- 向上に寄与するものであると認められること。 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致  $\hat{O}$ 維持及 T
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 9 主務大臣は、 前項の認定をしようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関 の長に協議 しな
- 10 ならない。 主務大臣は、 第八項の認定をしたときは、遅滞なく、 その旨を当該市町村に通知しなければ
- 11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、 を公表するとともに、 当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない 当該通知に係る歴史的風致維持向 上計画

# (認定に関する処理期間)

第六条 主務大臣は、 に、 同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内におい て速や カュ

(認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更)

- 第七条 ときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 けた歴史的風致維持向上計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。 第五条第八項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。 は、当該認定を受 )をしようとする
- (認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収) 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、 前項の認定について準用する。
- 主務大臣は、認定市町村に対し、 第五条第八項の認定(前条第一項の変更の認定を含む)

第二十四条第一項を除き、 て報告を求めることができる。 は、その変更後のもの。 以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。)さ、以下同じ。)を受けた歴史的風致維持向上計画 の実施の状況につい (変更があったとき

(認定の取消し)

- なったと認めるときは、 主務大臣は、 認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなく その認定を取り消すことができる。
- しなければならない。 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、 遅滞なく、 その旨を当該市町村に通知
- 3 に通知しなければならない 市町村は、前項の通知を受けたときは、 遅滞なく、 その旨を、 公表するとともに、 都道府県

(認定市町村への助言、援助等)

- 第十条 関し必要な助言を行うことができる。 都道府県は、 認定市町村に対し、 認定歷史的風致維持向上計 画 の円滑か つ確実な実施に
- 情報の提供、 認定市町村に対し、 助言その他の援助を行うよう努めなければならない 認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に 関 必要な
- 3 実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない 前項に定めるもののほか、 国及び認定市町村は、 認定歴史的風致維持向上計画 0 円滑 こかつ確
- 4 進されるよう、 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促 相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない

### (協議会)

- 致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」と十一条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風 いう。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 当該市町村
- 致維持向上施設の整備又は管理を行う者 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風
- 三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人 (次章において「支援法人」という。
- 重要文化財建造物等の所有者、 学識経験者その他の市町村が必要と認める者
- 3 説明その他必要な協力を求めることができる。 協議会は、必要があると認めるときは、 関係行政機関に対して、 資料 この提供、 意見の
- その協議の結果を尊重しなければならない。 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項につい ては、 協議会の 構成員は
- 5 前各項に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

# (歴史的風致形成建造物の指定)

- 的風致を形成している土地又は物件を含む。)を、歴史的風致形成建造物として指定すること維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの(これと一体となって歴史 伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。)を構成している建造物を除く。 等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群(同法第二条第一項第六号に規定する ができる。 それらの価値の形成に寄与して 保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。)の用に供されることにより 重点区域」という。 た同項第四号の方針に即し、 うって、 (以下「認定計画期間」という。) 内に限り、 市町村長は、 現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、 )内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財 認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計 認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域 いる建造物その他の地域の歴史的な建造物 当該認定歴史的風致維持向上計 かつ、その歴史的風致の (重要文化財建造物 i画に記載され 光六号の計画期 (以 下 ?(文化財 「認定 <u>、</u>で
- 2 町村を除く。) 聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあっては、 者(所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員)及び当該市町村の教育委員会の意見を市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有 に協議し、 その同意を得なければならない。 当該公共施設の管理者 (当該市
- 3 項第四号に規定する記念物(以下 財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化 の旨を市町村長に通知しなければならない 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、 「有形文化財等」という。 )に該当すると認めるときは、

# (歴史的風致形成建造物の指定の提案)

- 第十三条 その全員の合意を得なければならない に対し、 項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、 の場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第 当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。 市町村長
- 2 当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。 所有者(所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員)の同意を得て、市町村長に対し、 物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の 支援法人は、 認定計画期間内に限り、 認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造
- 3 を当該提案をした者に通知しなければならない。 市町村長は、 て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、 前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につ 遅滞なく、 その旨及びその理由
- 委員会の意見を聴かなければならない。 市町村長は、 前項の規定による通知をしようとするときは、 あらかじめ、 当該市町村 の教育

### (指定の通知等)

第十四条 建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、 は、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。)を当該歴史的風致形成歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあって十四条(市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨(当該 た支援法人を含む。 指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその 市町村長は、 第十七条第三項において同じ。) に通知しなければならない 当該歴史的風致形成建

るところにより、 第十二条第一項の規定による指定をしたときは、 これを表示する標識を設置しなければならない 遅滞なく、 条例 又は規則で定め

# の届出及び勧告等)

- 第十五条 ー たき、場所、場所、 改築、 移転又は除却に着手する日の三十日前までに、 歴史的風致形成建造物の増築、 次に掲げる行為については、 着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない この限りでない 改築、移転又は除却をしようとする者は、 主務省令で定めるところにより、行為の 当該増築、
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ずる行為として政令で定める行為 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれ に
- 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 定めるところにより、 しようとするときは、 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更 当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、 その旨を市町村長に届け出なければならない。 主務省令 で
- 3 者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案 とができる。 して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告するこ が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為
- 4 村の教育委員会の意見を聴かなければならない 物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、 4、あらかじめ、当該市町当該歴史的風致形成建造
- 5 史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずる 的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、 ものとする。 市町村長は、 第三項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、 当該歴史 当 該歴
- 6 体であるときは、 なければならない。 体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しにおいて、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合
- 7 が を勘案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めること公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保 市町村長は、 できる。

する者は、 -六条 歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有(歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務) 当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さない よう、 適切に管理し なけ ħ ばな

### (指定の解除)

七条 市町村長は、 歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保

の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失 又は滅失、 当該 ヨ該歴史的風毀損その他 歴史的

- 2 その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、致形成建造物の指定を解除しなければならない。 会の意見を聴かなければならない。
- 3 その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。 市町村長は、 前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、 直ちに、

(所有者の変更の場合の届出)

八条 その旨を市町村長に届け出なければならない。歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、 新たに所有者となった者は、

- 第十九条 らない。 市町村長は、 歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成 これを保管しなければな
- 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、 主務省令で定める。

(歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収)

の現状について報告を求めることができる。 市町村長は、 必要があると認めるときは、 歴史的風致形成建造物の所有者に対

(管理又は修理に関する技術的指導等)

- 第二十一条 めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定は同法第百三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。)の 条第一項第一号に規定する有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又 当する旨をその内容に含むものに限る。)を受けた歴史的風致形成建造物(文化財保護法第二 術的指導を求めることができる。 第十四条第一項の規定による通知 (当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該
- 2 理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管

第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例

(土地改良施設である農業用用排水施設の管理の特例)

- 第二十二条 三項第一号に規定する農業用用排水施設 一部を委託することができる。 都道府県は、支援法人に対し、 (同号イに該当するものに限る。 (同号イに該当するものに限る。) の管理の全部又は認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第
- 2 号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規 するとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律地改良事業」とあるのは「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して 項の規定による管理の委託について準用する。 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、 前項に規定する農業用用排水施設につい 『改良事業』と、「準拠して」とあるのは「準拠この場合において、同条第二項中「その国営土前項に規定する農業用用排水施設についての同 (平成二十 -年法律第

定する農業用用排水施設 て」と読み替えるものとする。 (同号イに該当するものに限る。 の管理に関する事項の内容に即し

区

第二十三条 のは、 申請があったときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」とある十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。)について、同法第十五条の二第一項の許可の当該農業用用排水施設の存する農用地区域内の開発行為(農業振興地域の整備に関する法律第 の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第 に限る。) の維持及び向上」とする。 「機能又は当該農業用用排水施設が形成している歴史的風致(地域における歴史的風致 第五条第三項第一号に掲げる事項(『「域内における開発行為の許可の特例) が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、 (同号ロに該当する農業用用排水施設に係るも 号)第一条に規定する歴史的風致をい

- 第二十四条 受けた町村(以下この条において「認定町村」という。)の区域内の重要文化財建造物等に係 認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。 るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、 一十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であって、気(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施) 政令で定めるところにより、 第五条第八項の認定を
- 変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。 状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。 変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)をし、並びに現の規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し(重大な現状文化財保護法第四十三条第一項から第四項まで又は第百二十五条第一項から第四項まで 文化財保護法第四十三条第一項から第四項まで又は第百二十五条第一項から第四
- 場合を含む。)又は第百三十一条第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及びを含む。)、第五十五条第一項、第百三十条(同法第百七十二条第五項において準用する文化財保護法第五十四条(同法第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合 調査のため必要な措置をさせること。 文化財保護法第五十四条(同法第八十六条及び第百七十二条第五項に
- 当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においてでに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、 条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第四項(同法第百二十五 の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前ま 文化財保護法第百五十四条第三項の規定を準用する。
- 3 いては、 条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又 はその代理人の出頭を求めて、 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条第一項又は第百三十一 同法第百五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。 公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合に お
- 4 八項までの規定は、 文化財保護法第百八十四条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。 認定町村の教育委員会について準用する。 及び第五項 へから第
- 5 理することとするよう要請することができる。 文化財保護法第百八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処 きは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、 認定市町村の長は、 認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めると
- 6 育委員会の意見を聴かなければならない。 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、 あらか め、 当該認定市 町 村の教

(都市公園

二十五条 認定市町村は、認園の管理の特例等) 町村は、認定計画 |期間 内 に限り、 都市公園法第二条の三の規定にかかわらず

を行うことができる。 認定歴史的風致 は公園施設の新設、 《維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又 増設若しく は改築(以下この条において「都市公園の維持等」とい . う。

- 2 持等を完了したときは、 認定市町村は、 ときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならな前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維
- 3 ところにより、 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合におい 当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする ては、 政令で定める
- 4 負担とする。 第一項の規定により認定市町村が行う都市公園の維持等に要する費用は、当該認定市 町村  $\mathcal{O}$
- 5 号に掲げる処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十 第百六十号)による審査請求をすることができる。この場合においても、 に対して異議申立てをすることができる。 認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わってした都市公園法第三十四条第 当該認定市 手町村の長 -七年法律 -現各
- 6 の規定の適用については、公園管理者とみなす。 第三項の規定により公園管理者に代わってその権限を行う認定市町村 都市 公園法第六章

- 第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した歴史的風致維持(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等) 規定する駐車場整備計画をいう。 場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。 の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにし 画が同条第八項の認定を受けたときは、遅滞なく、 以下この条におい 駐車場整備計画 て同じ。)におい (駐車場法第四条第 て、その記載され た特定路外 外に事項に計
- 2 該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「地下駐車場整備計画概要」認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定 という。) を定めようとするときは、当該地下駐車場整備計画概要について、あらかじめ、当
- 3 第四項(同条第五項において準用する場合を含む。) 政令で定める技術的基準に適合する限り、 に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第 一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、当該占用が同法第七条の規定に基づく 第一項の規定により地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画 公園管理者は、当該許可を与えるものとする。 の規定により公表された日から二年以内のられた駐車場整備計画が駐車場法第四条

(歴史的風致形成建造物等の管理の特例等)

- 第二十七条 きる。 二人以上いる場合にあっては、その全員)との契約に基づき、 認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者 当該施設 の管理を行うことが (所有者が
- 歴史的風致形成建造物
- 維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載され として主務省令で定める施設 上に寄与するもれた歴史的風致
- いては、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用につ致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項支援法人が前項の規定により管理する施設内の樹木又は樹木の集団であって、都市の美観風 四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人をいう。 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成二十年法律第 以下同じ。  $\overline{\phantom{a}}$ 同法第六条第 第三十

有者」とあるのは 一項及び第八条中 「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」とする。 「所有者」とあるのは「歴史的風致維持向上支援法人」と、 同法第九条中

(市街化調整区域内における開発行為の許可の特例)

- 法第三十四条各号に掲げるものを除く。)は、 項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為(都市計一十八条 第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第 同法第三十四条第十四号に掲げる開発行為とみ 画
- 第四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可区域をいう。)以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項 法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域(同法第四条第十三項に規定する開都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計 準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合する の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基 その許可をしなければならない。 発

都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の よる実施) 制限に関する事務の 市町

- 第二項並びに同法第十九条におい 第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条『二十九条』都道府県知事は、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項 て同じ。)の長が行うこととすることができる。 政令で定めるところにより、 によりその権限に属する事務であって、認定重点区域内の特別緑地保全地区(同法第 いて準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十 項に規定する特別緑地保全地区をいう。 て読み替えて準用する同法第十 ては、 であるものを除く。 一条第一項及び第二項の規定 認定計画期間内に限り 同法第十六条にお第十四条第一項から 次項にお 十二条第 -七条
- 条第一項」と、同条第三項中「市町村又は前項」とあるのは「前項」と、同法第三十一条第定市町村」と、同法第十七条第二項中「市町村又は第六十八条第一項」とあるのは「第六十 県」とあるのは「地域歴史的風致法第七条第一項に規定する認定市町村(以下単に「認定市町理に関する事項を除く。)」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府 規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管同条第六項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(地域歴史的風致法第二十九条第二項の の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入 用については、 的風致法」という。) 第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、 おける歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第 前項の規定により認定市町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑 する第十六条」と、 1] という。)」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県」とあるのは「認 第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適 同法第四条第二項第三号ロ(2)中「第十七条」とあるのは「第十 「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の 「買入れ並びに市町村が 同法第三十一条第一 行う同条第三 七条 「地域歴· (地域に 史

(電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例)

全かつ 歴史的風致の維持及び向上に関する法律 する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条の規定の適用については、 の認定を受けた場合には、 円滑な」とあるのは「安全な」と、 別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条の規定の適用については、同条第一項中「安を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関第五条第三項第五号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項 (平成二十年法律第 「図る」とあるのは 「図るとともに、地域における 号) 第八条に規定する認定

規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致(同法第一条に歴史的風致維持向上計画(以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。)に記載された による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載 要である」と、 同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「、 次項の規定 職された

### 第五章 歴史的風致維持向上地区計

# 史的風致維持向上地区計画)

- 総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上史的風致にふさわしい用途の建築物等とすることを含む。)及び当該区域内の市街地の保全をの他の工作物(以下「建築物等」という。)の整備(既存の建築物等の用途を変更して当該歴 地区計画を定めることができる。 向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物そ二十一条 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び
- であると認められる土地の区域であること。 現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつつあり、 又は行われることが確実
- られる土地の区域であること。 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を来し、 又は来すおそれがあると認め
- か、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ること
- 兀 こと。 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められてい る土地の区域である
- 2 か 歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほ 次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする
- 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標
- 当該区域の土地利用に関する基本方針
- 三 当該区域の整備及び保全に関する方針
- 前項第二号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。 地の利用に関する計画 (以下この章において 「歴史的風致維持向上地区整備計 計画施設」という。)を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並定める施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(次条において単に 主として街区内の居住者、 滞在者その他の者の利用に供される道路、 公園その他 計画」という。) 整備並びに土 て単に「都市 0 政令で
- 域において整備をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項 次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、 当該区

3

- たる目的とする店舗 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、 食品その他の物品の販売を主
- 口 地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- する工場 地域の伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を主たる目的 لح
- 地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸 博物館又は美術館
- ホ その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとし品その他これらに類する物品の展示を主たる目的とする展示場、博物 て政令で定める建
- 前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の 制限に関する基本的事項

- 物等とすることを含む。)をすべき土地の区域 第一号に規定する建築物等の整備(既存の建築物等の 用途を変更して同号に規定する建築
- 4 地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、 歴史的風致維持向
- 地区施設の配置及び規模
- 次条において同じ。)における工作物(建築物を除く。次条において同じ。)の設置の制域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。 最高限度又は最低限度、 の最高限度、 建築物等の用途の制限、 建築物の緑化率(都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう 建築物等の高さの最高限度又は最低限度、 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、 建築物の建ペい率 建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をい 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制 壁面の位置の制限、 壁面後退区 · う。
- の最低限度その 他建築物等に関する事項で政令で定めるもの
- な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るととも
- 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるも

5

- ければならない。 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たっては、 次に掲げるところに従 わな
- 住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用 うに定めること。 来さないように定めること。 うに定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図ら 第一種中高層住居専用地域及び第二種中 の環 の保護 一種低 れるよ 支 高層
- びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。 いて定められている都市計画と相まって、 いて定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周 向辺 上がお
- 備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が こととなるよう定めること。 向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、 歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持 容積、 高さ、 配列及び形 行 わ 態を れ
- 6 歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画にることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部に事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計 域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができな 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、 当該歴史的風致維持向上地区 こついては、 について歴 い特別の に動を定め つついい
- 上地区整備計画) [域の特性に応じた高さ、 配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する歴史的風致 向
- 第三十二条 施設又は地区施設である計画道路を含む。)に面する壁面の位置の制限を含むものに限る。 用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画 壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を 確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。 0 区域の特性に応じた高さ、 のとする。 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計 配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利 )及び建築物の高さの最高限度を

# (行為の届出及び勧告等)

- 第三十三条 ては、 交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、 の他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、 ている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、 この限りでない 歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区整備計画が定 ただし、 着手予定日その他国土一十日前までに、国土交 次に掲げる行為につい 改築又 八は増築そ めら
- 通常の管理行為、 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 国の機関又は地方公共団体が行う行為
- 几 ずる行為として政令で定める行為 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれ
- 五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為
- 前各号に掲げるもののほか、 これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、 変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を
- 3 置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。 届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができ られるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に関し、 が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その この場合において、 第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為 地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため必要があると認め 適切な措

# 第六章 歴史的風致維持向上支援法人

# (歴史的風致維持向上支援法人の指定)

- 第三十四条 を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、 上支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。 を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法 ( 平 成
- 2 所在地を公示しなければならない 市町村長は、 前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、 住所及び事務所の
- 3 その旨を市町村長に届け出なければならない 支援法人は、 その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、 あらかじめ、
- 4 ならない。 市町村長は、 前項の規定による届出があったときは、 当該届出に係る事項を公示しなければ

### (支援法人の業務)

- 第三十五条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
- する知識を有する者の派遣、 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、 情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 当該事業に関
- 備に関する事業に参加すること。 の整備に関する事業を実施すること、 の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設
- 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地 であって政

令で定めるものの取得、 管理及び譲渡を行うこと。

- 五四 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 管理を行うこと。 第二十二条第一項に規定する農業用用排水施設又は第二十七条第一項に規定する施設 0
- 業務を行うこと。 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。

### (監督等)

- ると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。二十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があ
- きは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めると ができる。
- 3 による指定を取り消すことができる。市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、 市町村長は、 第三十四条第一項の規定
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない

### (情報の提供等)

第三十七条 提供又は指導若しくは助言をするものとする。 国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、 その業務の実施に関 し必要な情報の

# (主務大臣及び主務省令)

- 第三十八条 る。 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とす
- 第七号及び第七条第一項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土 交通省令とする。 この法律における主務省令は、 文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、 第五条第二項

第三十九条 関する経過措置を含む。 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、 )を定めることができる。 所要の経過措置(罰則に

- して、 の罰金刑を科する。務に関し、前項の違反行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第三十三条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項 又は虚偽の届出を
- 第四十一条 次に掲げる違反があった場合におい 、ては、 その違反行為をした者は、 五万円以下  $\mathcal{O}$

過料に処する。

- 同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。 第十五条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしない で、 又は虚偽の届出をして、
- 第十八条の規定に違反して、 届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

### ) 队 则

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

第二条 「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とする。第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財団法人」とあるのは、四十八号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三十四条二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況につい て検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(屋外広告物法の一部改正)

第四条 域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第 号)第-第二十八条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「市町村(」を「市町4四条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。 項に規定する認定市町村である市町村(いずれも」に改める。 (」を「市町村又は地 号)第七条第一

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法の一部を次のように改正する。

り下げ、 改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十八号を同条第三十号とし、同条第二十七号中「第 十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十九号と 第二条第三十三号を同条第三十五号とし、 同条第二十六号の次に次の二号を加える。 同条第二十九号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に 同条第三十号から第三十二号までを二号ずつ繰

- 二十七 歴史的風致維持向上地区計画 史的風致維持向上地区計画をいう。 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴
- 二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。 する法律 (平成二十年法律第 号。 以下「地域歴史的風致法」という。)第三十一』地域における歴史的風致の維持及び向上に関

第六十八条の二第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、 「、歴史的風致維持向上地区 歴史的風致維持向上地区

第六十八条の三に次の一項を加える。

十八条第一項から第十項まで及び第十二項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四区域に限る。)内の建築物に対する第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を第5 歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている

風致 を得 やむを得ない」 に関する基本方針に適合し、 若しくは公益上必要と認め、 する基本方針に適合し、 (地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的 ない」と、 域歴史的風致法第一条に規定する歴 とする。 同条第十一項中 かつ、当該E 又は歴史的E かつ、当該歴史的風致維持 に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る上で2つ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的2は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用-「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上及は公益上必要」とあるのは「工業の利便上別定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る上でやむ 当該歴史的風致維持。 向上 計 地区計画 の区 域 E 6 におけ た土地利用 いる歴史的風致に土地利用に関

計画」に改める。 を「地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は2計画又は沿道地区計画」に改め、同条第一号中「地区整備計画等(集落地区整備計 区計画又は沿道地区計画(」に、 第六十八条の四中「地区計画等 「当該地区計画等」を「当該地区計画、(集落地区計画を除き、」を「地区計画 防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備 防災街区整備地区 災街区 画を除く。 整備

を「地区計画、 地区計画、 (集落地区整備計画を除く。 第六十八条の五の 防災街区整備地区計画又は沿道地区計 防災街区整備地区計画又は沿道地区計画」に、五の四中「地区計画等(集落地区計画を除く。 )」を「地区整備計画、 画」に改め、 特定建築物地区整備計画、 以下この条において同じ。) 同条第一号中「地区整備計画 「当該地区計画等」を「当該 防災街区

三十二条」を加える。 第六十八条の五の五第一項第一号イ中「第三十二条の五」備地区整備計画又は沿道地区整備計画」に改める。 0) 下に 地 域歴史的風致法第

第二項第四号に規定する地区施設」を加える。 第六十八条の五の六第一号イ中 「規定する施設」 の下に 一、 地域歴史的風致法第三十一条

第六十八条の六中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の 次に次の一号を加え

ら第九項まで」に改める。 第八十八条第二項中「第六十八条の三第六項から第八項まで」を「第六十八条の三第六項か 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

### (自衛隊法の一部改正)

第六条 は、 「者」に改める。 第百十五条の二十一第一 「」の下に「同項の許可の権限を有する者に」 自衛隊法 (昭和二十 九年法律第百六十五号) 項中「同項後段中「」 を加え、 の下に「都道府県知事に」を、の一部を次のように改正する。 同条第二項中「都道府県知事」を 「とあるの

# (租税特別措置法の一部改正)

- 第七条 第三十四条の二第二項第七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四 に改め、 租税特 別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 同項第十一号の次に次の一号を加える。 第一 項第四
- 供するために、 設又は公用施設の整備に関する事業(当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法 点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施 二項第 行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。 定めるものに限る。 三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第 十年法律第 一号に掲げる場合又は第一号、 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二 当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第 号)第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持 以下この号において同じ。) 第四号若しくは第七号から前号までに掲げ が同法第十二条第一 向上支援法人(政令で 項に規定する認定重 )の用に 人により

号」に改め、 第六十五条の四第一項第七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四る場合に該当する場合を除く。) 同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号 域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号若しくは地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該認定重点区 る事業(当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、 規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関す 号において同じ。)が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に 四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人(政令で定めるものに限る。 第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十 以下この

(都市計画法の一部改正)

第八条 都市計画法の一部を次のように改正する。

を加える。 第十二条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次 の一号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第

第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画

加える。 第十二条の十三中「防災街区整備地区計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区計画」を

号とし、 第十三条第一項中第十八号を第十九号とし、 第十五号の次に次の一号を加える。 第十七号を第十八号とし、 第十六号を第十

十六 体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一六 歴史的風致維持向上地区計画は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した 全な利用が図られるように定めること。

加える。 第十三条第四項中「防災街区整備地区計画」 の下 . ¬ 歴史的風致維持 7向上地 区計 画

一号を加える。 第十四条第二項中第十三号を第十四号とし、 第十二号を第十三号とし、 第十一号の次に次

て同じ。)が定められているときは、歴史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定めよる歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項におい規定する土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(同条第二項第四号の規定について地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第三項第三号に一 歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部に られた土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域)

とし、 第三十三条第一項第五号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ニを同号+第二十一条第一項中「第十三条第一項第十八号」を「第十三条第一項第十九号」に改める。 同号ハを同号ニとし、 同号ロの次に次のように加える。 同号ニを同号ホ

歷史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

7条 都市緑地法の一部を次のように改正する。(都市緑地法の一部改正)

第二十条第一項中「以下同じ。 」を「第三十九条第一項におい て同じ。 に、

整備計画区域に係る部分に限る。)の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の域」という。)」を加え、同条第三項中「確保」の下に「(第一項(歴史的風致維持向上地区保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区 致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)において、現に存する樹向上に関する法律(平成二十年法律第・・・・号)第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風る区域」の下に「又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び下同じ。)又は」を「第三十九条第一項において同じ。)若しくは」に改め、「定められてい 維持及び向上並びに良好な居住環境の確保)」を加える。 整備計画区域に係る部分に限る。)の規定に基づく条例による制限にあつては、 地、 て同じ。) 草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。 の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なもののの他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項にお区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)において、現に存する樹

備計画」を加える。 第三十九条第一項中「防災街区整備地区整備計画」 の 下 に 一、 歴史的風致維持向上 地 这整

(浄化槽法の一部改正)

第十条 第二条第十二号中「第二条第三十三号本文」を「第二条第三十五号本文」に改める。《 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十一条 改める。 第七条第三項第三号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正) (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び密集市

- 第十二条 法律第八十五号) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年 次に掲げる法律の規定中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改める。 第七条
- 十六条第一項 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)

(都市再生特別措置法の一部改正)

- 第十三条 第四十六条の二第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。三条(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
- 三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第 号)

(景観法の一部改正)

第十四条

第七条第五項中「(昭和三十二年法律百六十一号)」を「(昭和三十二年法律第百六十3条 景観法の一部を次のように改正する。 」に改める。

十二条第二項第三号」に、「以下同じ。)、沿道地区整備計画」を「第七十六条定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において」に、「同項第三号」画をいう。第七十六条第一項において」に、「特定建築物地区整備計画をいう。 上地区整備計画をいう。 する法律(平成二十年法律第 て同じ。)、 第十六条第七項第十号中「規定する地区整備計画をいう。以下」を「規定する地区整備計 歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関境第三号」に、「以下同じ。)、沿道地区整備計画」を「第七十六条第一項におい 第七十六条第一項において同じ。 (第一項において同じ。)、沿道地区整備計画」に、「以下号)第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向 「同項第三号」を「同法第三 以下」を「特

計画」を加える。 第七十六条第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区整備七十六条第一項において同じ。)が」に改める。 て十六条第一項において同じ。)が」を「第七十六条第一項において同じ。)又は」に、「以下同じ。)が」を「第